

一宮市子ども読書活動推進計画 (第2次)

わくわく ときどき
本とともにだち

～ 読書のまち いちのみや～



一 宮 市

はじめに

幼い頃の読書は、考える力を養い、豊かな感性や情緒、幅広い知識や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠くことのできないものであり、社会全体で推進を図っていく必要があると考えます。

この子どもの読書活動を、国を挙げて推進するため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、翌14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

県においては平成16年3月「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、これを受けた一宮市においても、国の基本理念や県の計画に倣い、平成19年2月には「一宮市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・行政のそれぞれが担う役割や具体的な取り組みを明記するとともに、おおむね5年間をその期間とした目標数値を掲げ、子どもの読書活動を積極的に推進してまいりました。

今回の計画は、この第1次計画が目標年次に到達したことに伴い、その進捗状況の検証と社会情勢等の変化を踏まえ、引き続き子どもの読書活動の推進を図るため、平成28年度を新たな目標年次とした「第2次一宮市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

明日を担う子どもたちのすべてが、読書の楽しさや大切さを学び、自ら考え、判断し、表現し、さまざまな問題を解決することができる能力を育むことができるよう、市民の皆様と一丸になってこの計画を推進することで、「子ども読書のまち」と言われるような環境づくりをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました一宮市子ども読書活動推進懇話会委員をはじめ、関係各位の皆様にご心より御礼を申し上げます。

平成24年12月

一宮市長 谷 一夫

目 次

一宮市子ども読書活動推進シンボルマーク「よむりん」	1
第1章 子どもの読書活動推進計画（第2次）の策定にあたって ...	2
1 これまでの計画策定の背景	
2 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の方針	
3 第1次推進計画実施期間中の取組項目とその成果	
4 第1次推進計画の成果で見直しを行う項目	
第2章 第2次計画策定の基本的な考え方	11
1 計画策定の目的	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の体系図	
第3章 計画推進の基本目標と基本方針	13
1 基本目標	
(1) みんなで読書	
(2) いつでもどこでも読書	
(3) 楽しみがひろがる読書	
(4) いつまでもつづける読書	
2 基本方針	
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
(2) 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進	
(3) 子どもの読書環境施設の整備・充実	
(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	
(5) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	
第4章 計画推進のための施策	15
1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	
(2) 地域の役割	
2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進	
(1) 学校の役割	

- (2) 市図書館の役割
- (3) 子育て支援センター・児童館等の役割
- (4) 保育園・幼稚園の役割
- (5) 子ども文化広場図書館の役割
- (6) 保健センターの役割
- (7) 青年の家・青少年センターの役割
- 3 子どもの読書環境施設の整備・充実
 - (1) 市図書館の整備・充実
 - (2) 学校図書館の整備・充実
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
 - (1) 読書情報の提供と啓発
- 5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実
 - (1) 持続的な活動推進体制の整備

第5章 子どもの読書活動の推進における第2次目標値の設定	3 1
------------------------------------	-----

資料編	3 3
・一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱	
・一宮市子ども読書活動推進計画（第2次）策定経過	
・一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱	
・一宮市子ども読書活動推進懇話会委員名簿	

一宮市子ども読書活動推進シンボルマーク「よむりん」



一宮市は、平成 18 年 6 月に「一宮市子ども読書活動推進懇話会」を立ち上げ、本市に生まれ、育つすべての子どもたちが、本との幸せな出会いを体験し、読むことの楽しさを知ることができるよう、家庭・地域・学校・市図書館等の活動指標を標した「一宮市子ども読書活動推進計画」を平成 19 年 2 月に策定しました。

この計画を積極的に推進する一助として、平成 19 年 10 月に「一宮市子ども読書活動推進シンボルマーク」を策定しました。

さらには、平成 21 年 1 月に、シンボルマークの愛称を「よむりん」に決定し、子ども読書の普及・啓発に努めてまいりました。

第1章 子ども読書活動推進計画（第2次）の策定にあたって

1 これまでの計画策定の背景

子ども読書の重要性を認識し、子どもの読書活動を推進するため、これまでも様々な取り組みがなされてきました。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議がなされ、平成12年5月には、国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が開館しました。

さらに、国全体として子どもの読書活動を推進していくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(注1)が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としました。

また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月、政府は、すべての子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、国会に報告をしました。

国の第1次基本計画期間中においては、平成17年に文字・活字文化振興法(注2)が成立したことを受けて、その後、文字・活字文化の振興に関する施策の推進も図られてきました。さらに、平成18年には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受けて、平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念に係わる法律の改正が行われました。また、平成18年には、社会総がかりによる教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置されるなど、子どもの読書に関連する法整備等がなされました。

他方、国の第1次基本計画期間中においては、例えば、学校における一斉読書活動の普及、公立図書館における貸出冊数の増加など、子どもの読書活動は進んだところでもあります。しかし、依然として、小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて子どもたちが読書をしなくなる傾向にある点や、地方公共団体の取組状況に大きな差が見られる点などの課題は解決されていません。さらに、平成16年と平成19年に公表された「OECD(経済協力開発機構)生徒の学習到達度調査」により、わが国の子どもたちの読解力の向上が課題であることも明らかになりました。

一宮市においても、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務等を明記し、家庭や地域、学校図書館や行政が果たす役割や取り組みなどを取り入れた、「一宮市子ども読書活動推進計画」(第1次)を「子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項」に基づいて平成19年2月に策定しました。

国においては、第1次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、平成20年3月11日閣議決定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を新たに決めました。この計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにするものであります。なお、この計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取り組みの目安として掲げられたものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではありません。

愛知県は、第1次計画に続いて平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画(第2次)」を策定しました。

こうした背景のもと、一宮市においても、「一宮市子ども読書活動推進計画(第2次)」を策定することとしました。

注1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

注2 文字・活字文化振興法

文字・活字文化の振興・推進は国や地方自治体の責務と明記し、利用しやすい図書館づくりなどの環境整備を求めている。学校教育については、「読む力、書く力、調べる力を育成する教育の充実を図る」とし、そのため教育方法の改善や教職員の資質、能力向上のための施策を講ずるよう求めている。また、利用しやすい学校図書館づくりを目指し、司書教諭の配置や図書資料の充実など、人と物の両面の整備に取り組むこととされた。

2 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の方針

子どもたちにとって、読書は言葉を学び、そして表現力を高め、創造力を豊かなものにしてくれます。感性を養い、人生を魅力的なものにしていく上で、本を読むことは欠かせないことです。読み書きができるようになる前でも、子どもたちに本を読み聞かせることは、本に親しむきっかけになり、豊かな心を育むためにも大切です。

様々な文化活動・体験学習の場を提供することにより、子どもたちの健やかな成長に貢献することを目的とし、子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をという気持ちを常に持ち、読書活動を進めていきたいと考えています。また、生涯にわたって読書を生活の一部としていくためには、乳幼児期から年代に適した本と出会えるように、家庭、保護者等がその環境をつくっていく必要があるのではないかと考えます。

子どもたちが、読書に親しみ読書習慣を形成していくためには、何よりも子どもたちに接している大人たちが読書を楽しむ姿を見せることが大切です。家庭を中心に、地域や学校、そして行政機関がその役割を果たすとともに、それぞれの連携・協力体制の充実に努めることが、子どもの読書活動を総合的に推進することになると考えます。

国において、平成20年3月11日に閣議決定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、次の基本の方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組むと決定されています。

その内容は、次のとおりです。

1) 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探究心や真理を求める態度が培われます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

また、読書は子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の形成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠なものです。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることが重要です。

2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められます。

このような観点から、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努めることが重要です。

3) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて、読書に親しめるように配慮した環境作りが重要です。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯に渡る読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要です。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが肝要であります。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めることが求められています。

4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていきます。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を広め、関心を高める必要があります。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めることが重要です。

3 第1次推進計画実施期間中の取組項目とその成果

本市における平成19年度から23年度までの第1次推進計画実施期間中の取り組みについて、終了した時点での項目とその成果は以下のとおりとなりました。目標値を定めた18項目の中で(1)目標値に達しているものは14項目、また、目標値に達していないものの(2)大幅に改善されたものは3項目、(3)改善が遅れているものは1項目という結果でありました。

(1) 目標値に達しているもの

児童館への児童図書資料(除籍本を含む)配布

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
6館	25館	25館

小学校低学年での1か月間の読書冊数

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
21.1冊	24.5冊	22.1冊

小学校高学年での1か月間の読書冊数

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
9.8冊	12.9冊	10.8冊

中学校での1か月間の読書冊数

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
2.4冊	4.1冊	3.4冊

小学校児童の1か月間の不読率

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
1.0%	0.0%	0.0%

中学校生徒の1か月間の不読率

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
7.5%	1.7%	4.0%

小学校図書館での図書整備率(蔵書合計/標準冊数合計)

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
97.6%	122.3%	110%

中学校図書館での図書整備率(蔵書合計/標準冊数合計)

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
96.7%	117.5%	110%

児童1人当たりの児童図書蔵書冊数

18年度(策定時)	23年度(実績値)	23年度(目標値)
4.0冊	5.0冊	4.4冊

児童 1 人当たりの年間児童図書貸出冊数

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
14.1 冊	20.1 冊	15.6 冊

子育て支援センターでの低年齢児向けの絵本の増冊

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
927 冊	1,672 冊	1,000 冊

児童クラブでの夏休みなど一日保育時の読み聞かせ活動の充実

(放課後児童保育)

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
13 か所	28 か所	24 か所

保育園・幼稚園での園児 1 人当たり蔵書冊数

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
4 冊	6 冊	5 冊

公立保育園での保護者への絵本の貸出率

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
53%	87%	67%

(2) 大幅に改善されたもの

ブックスタート事業における絵本配布率

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
91.2%	99.7%	100%

保育園への児童図書資料 (除籍本を含む) 配布

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
11 園	53 園	67 園

児童館での夏休みなど一日保育時の読み聞かせ活動の充実

(放課後児童保育)

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
14 館	24 館	25 館

(3) 改善が遅れたもの

移動図書館の小学校ステーションの拡大

18 年度 (策定時)	23 年度 (実績値)	23 年度 (目標値)
10 校	11 校	42 校

この分析をもとに、第 1 次推進計画をさらに前進させるため、今後さらに目標値を高めていきたいもの、大幅に改善されているが、目標値の設定に限界があるもの、改

善が遅れているため、目標値の見直しが必要なものを区分して、第2次推進計画の目標値の設定を行います。

参考

子ども読書活動推進計画（第1次）における目標値の達成状況

区 分	目 標 指 標	18年度 (策定時)	23年度 (実績値)	23年度 (目標値)
家庭の役割	ブックスタート事業(注3) における絵本配布率	91.2%	99.7%	100%
地域の役割	児童図書資料(除籍本含む) の児童館・保育園への配布	児童館 6館 保育園 11園	児童館 25館 保育園 53園	児童館 25館 保育園 67園
学校の役割	児童生徒1人当たり の1か月間の読書冊数 (6月調査)	小学校低学年 21.1冊 小学校高学年 9.8冊 中学校 2.4冊	小学校低学年 24.5冊 小学校高学年 12.9冊 中学校 4.1冊	小学校低学年 22.1冊 小学校高学年 10.8冊 中学校 3.4冊
	児童生徒1か月間の 不読率	小学校 1.0% 中学校 7.5%	小学校 0.0% 中学校 1.7%	小学校 0.0% 中学校 4.0%
	学校図書館図書整備率 (蔵書合計/標準冊数合計)	小学校 97.6% 中学校 96.7%	小学校 122.3% 中学校 117.5%	小学校 110% 中学校 110%
図書館の 役割・ 子ども文化 広場の役割	移動図書館の小学校 ステーションの拡大	小学校 10校	小学校 11校	小学校 42校
	児童1人当たり 児童図書蔵書冊数	4.0冊/人	5.0冊/人	4.4冊/人
	児童1人当たり 年間児童図書貸出冊数	14.1冊/人	20.1冊/人	15.6冊/人

子育て支援センター・児童館等の役割	(子育て支援センター) 低年齢児向けの 絵本の増冊	927冊	1,672冊	1,000冊
	(放課後児童保育) 夏休みなど一日 保育時の読み聞かせ 活動の充実	児童館 14館 児童クラブ 13か所	児童館 24館 児童クラブ 28か所	児童館 25館 児童クラブ 24か所
保育園・幼稚園の役割	園児1人当たり蔵書冊数	4冊/人	6冊/人	5冊/人
	(公立保育園)保護者への 絵本の貸出率	53%	87%	67%

注3 ブックスタート事業

市図書館が保健センター、ボランティア及び主任児童委員と協働して赤ちゃんの健やかな成長を願い、子育てを支援する趣旨で実施している事業。絵本を通して赤ちゃんと保護者が触れ合い楽しい時間を過ごしてもらうため、保健センターの4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本を配布するとともに図書館利用を推奨している。

4 第1次推進計画の成果で見直しを行う項目

第2次推進計画を策定するにあたって、次の項目の見直しを行います。

「学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進」の中で「(5)子ども文化広場の役割」が掲載されていましたが、平成21年4月から、市の機構改革に伴い、図書館の一つとして位置づけられたことにより、「(2)市図書館の役割」(19ページ以降)に主な内容を記載しました。

また、平成28年度の目標値を設定する中で、「学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進」の中の「移動図書館の小学校ステーションの拡大」で改善が遅れていますので、目標値を変更することといたしました。

市内に分館・分室を含めて、図書館が6館体制となりました。また、移動図書館ほたる号は、図書館からの距離的な要件を考慮して1日3か所のステーション、月39ステーションを巡回し、その中で、現在小学校11校の巡回をしています。市内の小学校では、不審者侵入を未然に防止するため、門扉を閉じて児童の安全対策を確保しており、しかも移動図書館車がスムーズに校内に入れること、児童が速やかに移動し移動図書館車の本を借りられること、などを考慮し、学校ステーションを決定していきます。

第2章 第2次計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

この「一宮市子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて策定した計画であり、子どもが読書を通じて、知識と感性と人間性を培い、思いやりのある豊かな心を育むよう、子どもの読書活動を推進する基本的な方向を明らかにし、各種の施策を総合的に推進することを目的とします。

2 計画の期間

平成24年度からおおむね5年間とします。

3 計画の対象

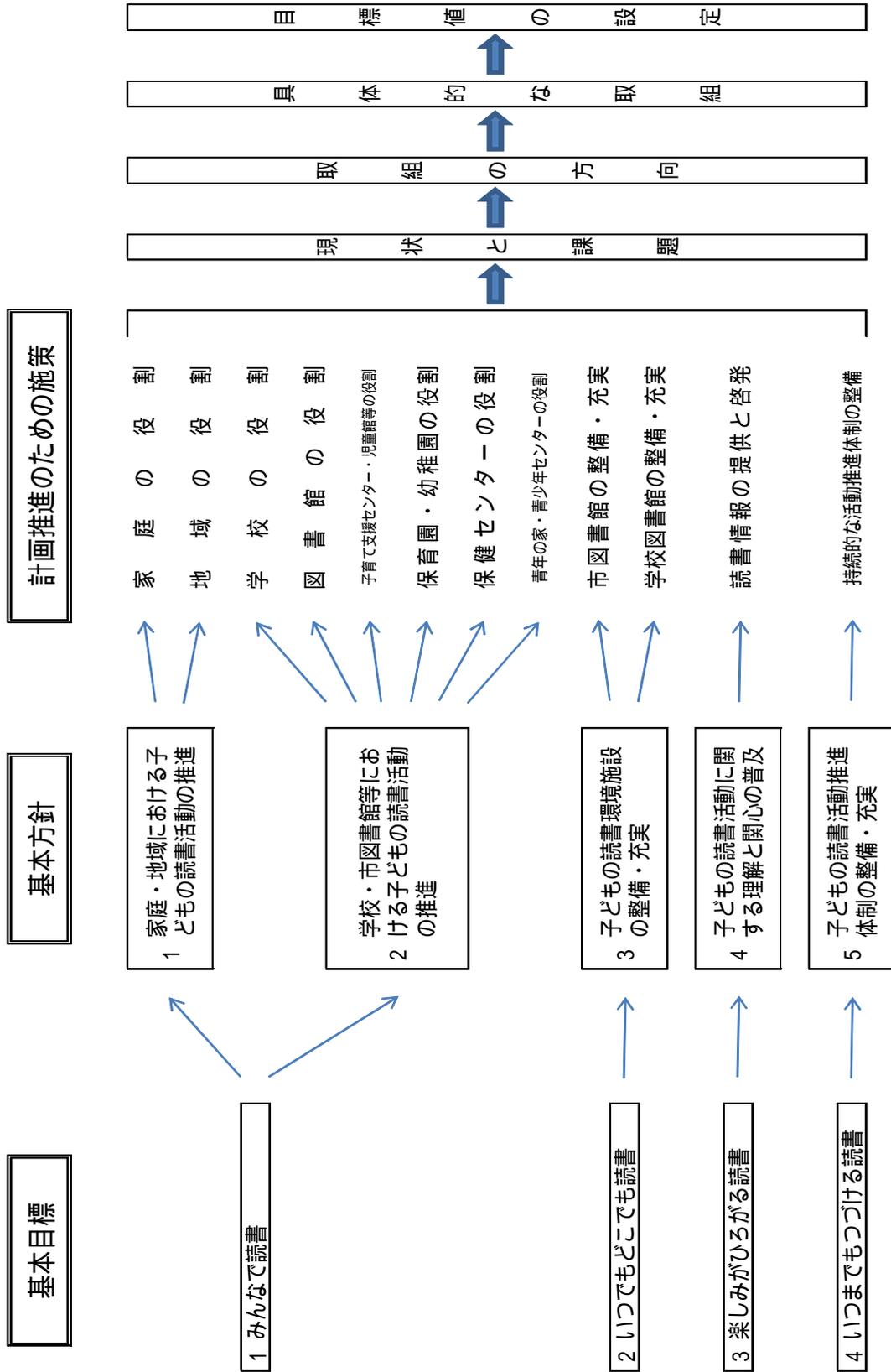
この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、市民ボランティア、教職員、行政関係者等も対象としています。

4 計画の体系図

別 図

計画の体系図



第3章 計画推進の基本目標と基本方針

第2次計画では、第1次計画の基本的な考え方である「4つの基本目標」と、その実現のための「5つの基本方針」を継承して、これまでの成果・取組内容・課題を検証し、読書活動の現状及び社会情勢を踏まえた上で子ども読書活動を推進する施策を講じていきます。

1 基本目標

子どもたちが、たくさんの本と出会い、読書のおもしろさ、読書のすばらしさを発見できるような環境を作るためには、家庭・地域・学校・市図書館等の連携による社会全体での推進が必要です。

「一宮市子ども読書活動推進計画」では、一宮市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより深く生きていくことを願い、次の4つを基本目標とします。

(1) みんなで読書

子どもだけでなく、大人にも読書への関心を促し、家庭・地域・学校・市図書館等社会全体で子どもの読書活動の推進に努めます。

(2) いつでもどこでも読書

子どもが本を読みたいと思ったときに、読みたくなる本をできるだけ多く提供できるよう、読書環境施設の整備・充実に努めます。

(3) 楽しみがひろがる読書

子どもに読書の楽しさやすばらしさを伝えるため、市民と行政が協働して啓発活動に努めます。

(4) いつまでもつづける読書

子どものときに、読書の基本的習慣を身に付けることが大切なことから、推進体制の整備・充実に努めます。

2 基本方針

この計画で掲げた4つの基本目標を実現するために、次の基本方針を定め、取り組みます。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭や地域のさまざまな場所において、読み聞かせや、読書の時間など継続的な読

書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。

(2) 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

市図書館等の豊富な図書資料と、人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館の機能を強化することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

(3) 子どもの読書環境施設の整備・充実

学校や市図書館等の地域施設における図書整備の促進など、あらゆる機会・場所において、子どもが本と出会い、ふれあうことのできる環境施設の整備・充実・創出に努めます。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

『子ども読書の日』や『こどもの読書週間』を中心とした読書推進事業や、子どもたちへのさまざまな機会を捉えた啓発活動を通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

(5) 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

保護者や図書館ボランティア、子ども読書活動に関わる市民団体などと一宮市子ども読書活動推進会議との協力体制を確立し、市民協働による子ども読書活動の推進に取り組みます。

第4章 計画推進のための施策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

【現況と課題】

幼児虐待や少年犯罪の低年齢化など子どもを取り巻く社会環境がますます悪化している中で、子どもの健やかな成長を見守ることは保護者の願いであり、大人の責務です。

一方で、子どもを取り巻く家庭環境は、保護者の共働きや勤務体系の多様化などにより著しく変化してきており、親子の会話や触れ合いが希薄になっていると言われています。さらに、テレビやインターネット、携帯ゲーム機といった情報メディアの急速な普及により、子どもの趣味や遊びも大きく様変わりしています。

こうした社会状況の中、家庭では、親が子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読みながら会話をしたりするなど、子どもとともに読書を楽しみ、子どもを本に親しませることが期待されます。読書を強制するのではなく、子どもが自然に本に興味を持ち、読書の喜びを実感できるように、積極的な役割を果たしていくことが大切です。

また、家庭において読書を日常的なものとし、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合うなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すよう働きかけることが、読書を習慣付ける有効な手だてとなります。

【取り組みの方向】

家庭で日頃から子どもと一緒に読書する時間を持つことや、家族が楽しく読書する環境を作ること、さらに本について家族で話すというような興味や関心を引き出す家庭での働きかけが、子どもの読書習慣を形成する上で大変効果的と言えます。その重要性をより広く、より多くの人に理解していただけるよう、積極的に家庭への啓発活動を展開します。

- ・保護者が率先して読書に親しむことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整える。
- ・保護者が乳幼児期の子どもたちに、絵本の読み聞かせをして、子どもたちに読書への興味を持たせる。
- ・保護者が子どもと一緒に市図書館や書店を利用し、本のある空間に親しみを持たせる。
- ・子どもが学校図書館や市図書館から借りてきた本を、時には保護者も読み共有する機会を持つ。
- ・市図書館や児童館その他の関係機関で行っている「おはなし会」などへ子どもた

ちと共に積極的に参加する。

・保護者が、学校や市図書館等で配布する子どもの本のブックリストを活用する。

【具体的な取り組み】

広報や図書館だより、図書館ホームページによる家庭における読書活動の啓発
ブックスタート事業による絵本の読み聞かせと配布

主任児童委員とボランティアとの協働により4か月児健康診査会場にて絵本を開く楽しい体験とあたたかなメッセージを伝え、絵本の配布や優良図書の紹介を行います。

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の周知及び啓発

(2) 地域の役割

【現況と課題】

家庭や学校の他に、子どもたちが日々を過ごし、子どもの読書と密接に関わる場として「地域」があります。

この地域の中には、市図書館を始め保育園・幼稚園・児童館等の施設があり、子ども読書に関わる取り組みも実施されています。

また、こうした施設を利用したボランティアによる読み聞かせや、さまざまな読書活動が行われており、学校以外の時間でも子どもたちに読書の楽しさを伝えています。子どもたちは生活している地域において、様々な人々とコミュニケーションを図りながら、読書習慣を形成していきます。

各々の特長を生かしながら、子どもたちがさらに読書に親しむ機会を増やしていける環境をつくっていくことが重要です。また、ボランティアグループ等の市民活動団体と市図書館等との連携の強化、市民と行政機関との協働による子ども読書活動を継続的に展開することが課題となっています。

【取り組みの方向】

市内の児童館や保育園・小学校・市図書館では既にボランティアグループによる、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリー・テリング、朗読等のお話し会が、子ども読書のためのボランティア活動として行われています。

こうしたボランティアグループと協力関係を保ち、計画的・継続的な活動を支援していくとともに、ボランティアの養成に努力し、子ども読書活動を推進します。

今後は、市民との協働で「子どもの読書活動」を推進する体制を整えるよう努めます。

また、児童図書資料(図書館除籍本)を、現在児童館や保育園に配布しておりますが、今後その対象を拡大し、有効利用を図ります。

【具体的な取り組み】

ボランティア講習会を開催

ボランティアグループ間のコミュニケーションを図るため交流会・研修会の開催
や呼びかけ

子どもと本を結ぶための関連施設相互の意見交換・情報交換の推進

児童図書資料（図書館除籍本）の有効活用

2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

【現況と課題】

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。学校では、国語科をはじめとする学習活動全般を通じて、多様な読書活動を展開し、子どもが意欲的に読書に取り組めるよう工夫しています。

本の紹介や本を通しての交流活動、「朝の読書」などの取り組みは、読書の楽しさとともに、心の豊かさを育てています。特に、全小中学校で実施している「朝の読書」は、静寂の中で1日のスタートを切り、心を落ち着けて学習に取り組むことができるなどの成果を挙げています。

読書活動をさらに推進させるためには、子どもたちのニーズに合った読書環境の整備や読書を日常的なものにする指導を充実していくことが大切です。

そのため、本市では、今後も図書資料の充実を進めるとともに、各小中学校に配置された専門の知識を持つ司書教諭^(注4)、学校図書館司書^(注5)を中心に、子どもたちの多種多様な興味・関心に応えられるように環境整備をしていくことが必要です。学校では、読書時間を確保することや読書意欲を高める取り組み、読書の啓発が必要です。

注4 司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により平成15年度から12学級以上の小・中・盲・聾・養護学校には必ず配置しなければならないとされている。

注5 学校図書館司書

学校図書館を担当する職員で司書教諭と連携・協力して学校図書館に関する諸事務の処理にあたる。読書指導員等の呼称で配置される。

【取り組みの方向】

主体的・意欲的に読書活動を行う子どもを育てるためには、いろいろな機会、場面を通じて読書に対する興味づけをし、読書の楽しさを味わわせることが必要です。それには、教職員や保護者、学校図書館ボランティアなど、周りの大人が自らの読書活動を豊かにし、読書のよさを語ったり、良書を薦めたり、「読み聞かせ」等の時間を設定することが必要です。

「本との出会いや読書に親しむ機会づくり」を推進します。また、魅力的な学校図書館にするため、市図書館等との連携を深め、「利用しやすい学校図書館づくり」を推進します。さらに、学校図書館司書と学校図書館ボランティアとの協働を進め、「人のいる、開かれた学校図書館づくり」を推進します。

【具体的な取り組み】

教職員参加の読書時間の確保と多様な読書指導の展開
家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励
良書の紹介と読書傾向を広げる指導
図書資料の充実と情報化の推進
学校図書館司書と学校図書館ボランティアとの協働
PTAによる読書活動の推進
学校における図書委員会の充実

(2) 市図書館の役割

【現況と課題】

現在市図書館では、子ども読書活動推進に対して様々な施策を行っています。その主な内容は、次のとおりです。

1) 図書館からの情報発信

情報発信

市図書館では、読み聞かせやストーリー・テリング、各種講座、講演会の開催案内のほか、新着図書やお勧め本などの情報を発信することで、読書意欲の向上を図っています。情報発信として、図書館ホームページがあります。そのホームページから、蔵書検索や本の予約などを行っています。

また、市広報誌に「本を読もうよ」のコーナー、市図書館の機関紙とも言うべき「図書館だより」「としょかんだより 子ども版」があります。その他にも、0, 1, 2才の赤ちゃん向けには「はじめましてえほん」、3才頃からの幼児向けには「こんにちは絵本」、小学生を対象にした児童書リスト「紙ひこうき」、中学生・高校生を対象にした「ポラリス」など、子どもの読書活動の支えとなるリストを発行しています。

また、課題図書や推薦図書を置いた特設コーナー、季節に合ったコーナー展示、ヤングアダルトへのお勧め本を集めた「ティーンズコーナー」、そして、子どもフェスティバル、お年玉パックやこどもおみくじと言ったイベントを行い、子どもたちがお気に入りの本に少しでも出会うことができる工夫をした展開を行っています。

職場体験等

小学校5・6年を対象に広報やホームページなどで参加者を募集し、「小学生一日図書館司書」を行ったり、中学校2年生の職場体験学習も数多く受入をして、市図書館に対する理解を深めてもらうことを行っています。

学校読書活動等での図書館利用

市図書館に対する理解を深め、親しみを持ってもらうために、図書館見学は積極的に受け入れしています。また、保育園児に対してもビデオの上映や読み聞かせなどを実施し、読みたい本を自由に選んでもらい、団体貸出を行っています。

児童文化教室

市図書館が主催する事業としては非常に珍しい、児童文化教室を子ども文化広場図書館で行っています。この事業は、読書、美術、工作、パソコン、ふしぎ発見、ふるさと一宮教室等32教室を開催することで、子どもたちの読書意欲、学習意欲を喚起しています。

また、子ども文化広場図書館が子どもに特化した図書館、子どもが安心して利用できる図書館として、これからも事業継続を図っていきます。

2) 小中学校読書推進支援事業

市図書館の蔵書検索や予約システムを活用し、市図書館が持つ多くの絵本や児童書を、学校での「朝の読書」や「調べ学習」に利用するための事業です。毎月100冊を上限として市図書館から各学校に配送します。

3) 団体貸出

小中学校、保育園、幼稚園、児童館、ボランティアグループなどの団体に、100冊を限度に1か月間貸出します。

平成23年度末の登録団体数は、学校関係で194団体、児童館、保育園、その他で141団体となり、335団体の登録がされています。

4) 移動図書館車(ほたる号)

移動図書館車(ほたる号)は、図書館から2キロ以上離れ、図書館まで足を運ぶことの難しい地域の人や子どもたちに本を届けるため、運行をしています。

常時3,500冊の絵本や児童書、一般書を積み込み、市内39箇所のステーションを定期的に巡回しています。

移動図書館車ほたる号によるサービスは市図書館から離れた地域の子どもの読書活動の推進に大変有効であり、本に接する機会として積極的に展開していきます。

5) 学校と公共図書館の共通貸出カードの作成

市図書館と学校を結ぶ共通貸出券として作成をしています。一枚の貸出カードで、学校図書館及び市内6図書館で、自由に貸出を受けることができます。

6) 図書のリサイクル活動

市図書館が除籍した児童書や絵本を、保育園・幼稚園・児童館・児童クラブ・放課後子ども教室・小中学校などに配布する事業を行っています。

また、除籍本だけでなく、「家庭で不要となった絵本や児童書等を、最寄りの市図書館へお持ち下さい。」と広報やホームページなどで市民の方に呼びかけ、市図書館の除籍本と組み合わせて各施設へ配布し、読書環境の整備に努めています。

7) ブックスタート事業

ブックスタート事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願って絵本をプレゼントするものです。

保健センターと連携し、主任児童委員、ブックスタートボランティアと協働して、保健センターでの4か月児健康診査の折、絵本2冊と布袋をセットして、保護者と赤ちゃんに「絵本を読んであげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながらプレゼントしています。

8) ボランティアとの協働

市内の小学校、市図書館で、読み聞かせやストーリー・テリング等をしていただいている図書館ボランティアとの連携を図っています。

現在市図書館には、10グループ、120名ほどのボランティアが登録されています。これらのボランティアグループの相互の交流を深めるために、「一宮図書館子どもと本をつなぐボランティアグループ連絡会」、愛称「よむりんサポーターズ」が設立され、勉強会や会員の親睦と意見交換を兼ねて見学会などを行っています。

また、本の整理ボランティア、本の修理ボランティアとも連携し、活動の場を広げていけるよう努めます。

9) 子どもに対するレファレンス

幼い子は図書館の利用の仕方がわからないときでも、言葉に出して問いかけることができないことが多いため、子どもに対するレファレンスを積極的に進めることで、図書館の使い方を知ってもらうことが必要です。職員は、カウンターで子どもからの問い合わせを待つのではなく、積極的に子どもたちの近くへ行き、子どもの目線に立って一緒に調べ物のお手伝いができるよう心がけます。

【取り組みの方向】

子どもが身近に読書に親しめるような図書館として、絵本・児童書の充実に努めるとともに、市6図書館との連携を図り、子どもを対象にした児童サービスの各種事業を展開します。

特に、中・高校生の読書離れという課題を克服できるよう、この年代の子どもたちに読んでほしい推薦図書を集めた「ティーンズコーナー」の充実を図ります。

また、新生児を対象に実施しているブックスタート事業では、親が子に絵本を読み聞かせることの大切さをお話できる最高の機会として捉え、継続して事業を展開します。

さらに、障害がある子どもや外国人の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動を推進するためには、施設や設備の整備はもちろん、障害の程度や発達の状態に応じた図書資料の収集や、外国人の子どもの母国語の資料、言語習得のための資料を収集するなど、きめ細かなサービスを展開し、読書環境を整備します。

子どもの読書は成長に大きく影響を与えることから、乳幼児、小中学生、高校生と、子どもの成長・発達段階に合わせた子どもの読書の大切さを周知するため、生涯学習課等との連携を深め、周知活動を積極的に進めます。

学校との連携強化では、現在実施している各種読書活動推進事業（団体貸出・インターネットを利用した小中学校への児童書貸出・移動図書館車の乗り入れ等）をさらに充実させるとともに、市図書館見学や体験学習・児童文化教室の開催により、子どもたちがより本と親しめる環境づくりに努めます。

リサイクル図書の活用では、保育園や学校だけでなく、児童館・児童クラブ、さらには地域の公民館や病院、スポーツ施設とも連携し、積極的に読書の場づくりを目指します。

また、これら子どもの読書活動の推進のため、学校や保育園、読み聞かせ、ストーリー・テリング、ブックスタートボランティア、さらには地域で活躍されている主任児童委員との連携強化に努めます。

【具体的な取り組み】

子どもに読んでほしい図書の情報発信の継続・強化

図書館体験の場、機会の充実・拡充

体験型読書活動を活用した児童サービスの充実

小中学校読書推進支援事業の継続・充実

移動図書館の学校との連携・充実

学校図書及び関係者との情報交換、交流の促進

図書リサイクル活動の継続・発展

ブックスタート事業の発展・強化

ボランティアグループとの連携・協働

特別な支援を必要とする子どもに対応できる資料収集

研修による図書館職員の資質・能力の向上

(3) 子育て支援センター・児童館等の役割

【現況と課題】

平成 23 年度現在、子育て支援センターは 8 か所（公立 6 か所、私立 2 か所）、児童館は 25 館、児童クラブは 30 か所あります。そのうち、公立子育て支援センター 6 か所及び 8 か所の児童館では、家庭の読み聞かせを促進させるなどの目的で、児童図書の貸し出しを行っています。

児童館及び児童クラブでは、日常保育の中での学習時間や食事後などの休憩時間を利用して、子どもたちが個々に読書をし、本に親しんでいます。

また、ほとんどの児童館・児童クラブでは、長期休業中の放課後児童保育において、子どもたちが本に親しみ豊かな心が育つよう、本の読み聞かせを行っています。

今後は、より読書環境を整え、読書時間の充実を図り、保育士や指導員等(注 6)の読書活動に関する知識・技能の向上に努めます。

注 6 指導員等

児童館、児童クラブの放課後児童保育職員（指導員及び補助員）

【取り組みの方向】

保育士や指導員等にとって必要な知識・技能を高めるために、子どもの読書活動に関する研修に参加し、子どもの年齢や発達段階に応じた「読み聞かせ」に積極的に取り組んでいきます。

図書資料の充実を図り、読書環境の整備に努めるとともに、市図書館や読み聞かせ等ボランティア団体との連携を深め、情報の共有化を図ります。

【具体的な取り組み】

子育て支援センター等における、年齢や発達段階に応じた読書指導の推進

子育て支援センター等の保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発

保育士・指導員等に対する研修

図書資料の整備・充実と情報の共有化

(4) 保育園・幼稚園の役割

【現況と課題】

平成 23 年度現在、保育園 66 園（公立 53 園、私立 13 園）、幼稚園 25 園があります。

園生活で乳幼児たちが絵本に親しみ、楽しさを感じることができるよう、年齢に応じた読み聞かせなどをほぼ毎日保育の中で取り入れています。特に、乳児に対して

は保育士と1対1の温かいふれあいを大切にした読み聞かせに努めています。

各保育園の絵本の種類や蔵書数の規模は様々で十分とはいえませんが、絵本コーナーや絵本の部屋を設け、子どもたちが絵本や物語と出会い言語感覚や豊かな情操をはぐくむことが出来るよう、環境整備に努めています。

市図書館の団体貸出サービスの利用や、地域の読み聞かせボランティアを積極的に受け入れている園もあります。

保護者に対しては、ほとんどの園が親子で絵本を楽しんでもらえるよう本の貸し出しを行っています。また、「絵本の大切さ・読み聞かせ」の講習を開催したり、園だよりで園児たちに好評な絵本を紹介したり、保護者の集まる参観日を利用して読み聞かせの大切さを伝えたりして啓発に努めています。

さらに、園庭開放・地域の育児サークル活動の中で、未就園児に読み聞かせをし、保護者にはその大切さを啓発しています。

今後も、公立保育園のみならず私立保育園・幼稚園などと連携しながら取り組んでいきます。

【取り組みの方向】

各園の図書資料の計画的な整備に努めるとともに、子どもたちが絵本や物語を身近なものと感じられるよう、絵本コーナーなどの環境整備を図っていきます。また、保育士・幼稚園教諭の読書活動に関する研修を開催するとともに、保護者への読書啓発活動を推進します。

【具体的な取り組み】

園児や地域の子育て支援としての読み聞かせをする。

子どもにとってよりよい図書を選定・購入し、図書資料の充実を図る。

保護者、地域の未就園児の保護者に絵本の貸し出しをする。

保育士等に対する研修

(5) 子ども文化広場図書館の役割

平成21年3月31日に一宮地域文化広場管理公社が解散したため、平成21年4月1日より、子ども文化広場は、教育委員会図書館事務局の子ども文化広場図書館として運営を始めました。

第1次推進計画では、ここに「子ども文化広場の役割」がありましたが、市立図書館になりましたので、第2次推進計画では、「(2)図書館の役割」の中で記載をしています。

(6) 保健センターの役割

【現況と課題】

保健センターで開催している4か月児健康診査において、来所された親子への市図書館職員、主任児童委員、ボランティアによるブックスタート事業に協力しています。

平成14年8月より協力開始、平成18年4月から平成21年9月までは9か月児健康相談の会場へ変更し、平成21年4月からは、また4か月児健康診査にもどして協力しています。

【取り組みの方向】

ブックスタート事業の協力及び市図書館との連携を図っていきます。乳幼児の親子へ、絵本の読み聞かせのすばらしさを伝えていきます。

【具体的な取り組み】

ブックスタート事業に対して市図書館等との連携協力の継続
健康診査及び相談時におけるブックスタート事業の啓発

(7) 青年の家・青少年センターの役割

【現況と課題】

毎年10月に実施している「青少年によい本をすすめる市民運動」の周知・啓発を行っています。談話室に図書コーナーを設置しています。

【取り組みの方向】

「青少年によい本をすすめる市民運動」を引き続き推進していきます。来所する子どもたちが、読書に親しみを持つことができるよう、市図書館との連携を図り利用しやすい図書コーナーになるよう努めていきます。

【具体的な取り組み】

「青少年によい本をすすめる市民運動」の広報掲載と懸垂幕の掲出
「青少年によい本をすすめる市民運動」の全小中学校への周知
市図書館と連携し、児童図書を含めた図書コーナーの充実

3 子どもの読書環境施設の整備・充実

(1) 市図書館の整備・充実

【現況と課題】

中央図書館が、一宮市尾張一宮駅前ビルの中に、豊島図書館の機能を移転し、新図書館として開館します。

「知をつむぐ 学びふれあい憩いの場」を基本コンセプトとし、平成19年3月に策定いたしました(仮称)中央図書館整備基本計画を基に、市民の方が、生涯に渡って主体的に学び続ける場として役割を持つとともに、新たな出会いや交流を創出する場、安らぎの場として開館します。

この新図書館の5階全フロアを児童図書コーナーに特化し、児童担当職員を配置して、親子で、子どもたち同士で、安心・安全に利用できる子どものための施設として、子ども文化広場図書館とともに児童サービスのための児童図書館機能を充実させます。

中央図書館の開館で、市全域での児童サービス網が充実し、親子で、また子どもたち自身で利用でき、楽しんで本を選ぶ機会と場所が増えることとなります。

今後は、子ども文化広場図書館をはじめ市内各図書館で、読み聞かせ、児童文化教室の開催など、子どもたちが本と出会える場所としてだけでなく、児童のための図書館としての内容の充実が望まれます。

【取り組みの方向】

これからの市図書館における子どもの読書活動推進のあり方を、子ども文化広場図書館を中心に、中央図書館、尾西図書館、木曾川図書館が連携して、読書による子どもの創造性を育む活動に取り組んでいかなければなりません。

市図書館としては、子どもの読書活動を推進していくため、豊富で多様な図書資料の整備をさらに進めていきます。

読み聞かせ、児童文化教室、小学生1日図書館司書などの体験型読書活動を充実していきます。

読み聞かせボランティアとの協働、育成に努めます。

引き続き、小中学校読書支援事業の継続、充実に努めます。

また、移動図書館車ほたる号での遠隔地での児童への図書館サービスの継続に努めます。

【具体的な取り組み】

児童用、ティーンズ用の図書資料の充実

読書活動における体験の場の充実

子ども文化広場図書館を中心とする市図書館の連携強化

(2) 学校図書館の整備・充実

【現況と課題】

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域の情報発信の場として、今後の役割が期待されています。児童生徒に対しては、想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こすなど、豊かな心を育む「読書センター」としての機能とともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料収集等に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

現在、市内全小中学校内では蔵書のデータベース化が済み、コンピュータ処理されるようになっていきます。市図書館との間では、インターネットを利用して、市図書館の蔵書の検索と予約サービスが可能となっています。

子どもたちにとって、利用しやすく、気軽に読書が楽しめる魅力ある学校図書館づくりのために、十分な環境整備が必要です。

【取り組みの方向】

「読書センター」「学習情報センター」としての機能を併せ持った、充実した学校図書館づくりを目指し、市図書館との連携を深め、子どもの読書活動を支援するための環境整備に努めます。

【具体的な取り組み】

- 市図書館の図書資料等の有効活用
- 学校図書館の図書資料の整備・充実
- 学校図書館システムの更新

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 読書情報の提供と啓発

【現況と課題】

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、幅広く市民に理解していただくことが必要です。「子ども読書の日」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において定められています。

地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を展開するよう努めなければならないとされています。

現在、市図書館や学校図書館等では子どもと本を結びつけるための情報提供やさまざまな事業の企画などを行っています。また、市図書館では、インターネットや携帯電話などのITを用いて、いつでもどこでもアクセスできる情報を市民のもとにとどけられるよう、ホームページの充実に努めています。地域社会全体で子どもの読書活動を更に推進するためには、今後市図書館等の事業や、推薦図書、優れた読書活動などについて、より広範で新鮮な情報提供を行っていくことが必要です。

子どもたちが読書の楽しみを見つけ、読書への関心を持つようになる環境づくりを推進するとともに、家庭をはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの気運が高まるよう、効果的な啓発・広報活動を展開する必要があります。

【取り組みの方向】

子ども読書活動を幅広く市民に理解していただくために、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間^(注7)」、「秋の読書週間」などの読書啓発の時期を中心に展開する事業や、市内で開催される子どもや親子が集まるさまざまなイベントを通じて、多様な広報・啓発活動を進め、子どもの読書活動への関心を高める取り組みを行います。

子どもの読書活動の推進には、大人が深く関わる重要なことから、家庭や地域に対して、子どもが本に親しむことの大切さを啓発していきます。そのため、市図書館等で収集した情報をはじめ、学校図書館やボランティア等のネットワーク、インターネット等の媒体を通じて収集した多様な情報等を集約していきます。それらの読書関連情報を「いちのみやとしょかんだより(子ども版)」等にまとめて配布するとともに、広報やホームページの内容や使い勝手を工夫し、より広く市民に充実した情報を提供するよう努めていきます。

【具体的な取り組み】

子どもの読書活動に関する普及・啓発

「こどもの読書週間」の周知・徹底と読書活動関連事業推進

子どもの読書活動推進のシンボルマーク「よむりん」を使つての啓発活動
「子ども読書の日」に読書活動関連事業推進

「いちのみやとしょかんだより(子ども版)」の充実と、学校や関係機関への配布

年代別推薦図書やテーマ別ブックリストの作成・配布

市立図書館のホームページ等への子ども読書活動推進の情報提供

注7 こどもの読書週間

広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、国は4月23日を「子ども読書の日」と定めた。4月23日から5月12日までが「こどもの読書週間」。

5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

(1) 持続的な活動推進体制の整備

【現況と課題】

子どもの読書活動を積極的に進めるには、家庭・地域・学校等の特性に応じた取り組みが必要です。また、それぞれの場での創意工夫に満ちた読書活動が求められてきます。しかし、それぞれが単独で行っていただけでは、十分な読書活動の展開が望めません。一宮市の子どもたちの現状を踏まえながら、読書に関わる施設や関係機関が連携・協力して事業を展開するなど、広い視野に立った読書活動の推進が求められています。

また、子どもの読書活動推進の上で大きな力となっているボランティア活動についても、市図書館が中心となり、子どもと読書に関わる各種ボランティアの育成やスキルアップのための講習会や講座を開催したり、情報交換の場を提供しています。

さらに、「子ども読書活動推進懇話会」や「子ども読書活動推進会議」を開催し、子ども読書に関する施策の進捗状況の確認を行い、さまざまな意見を反映させ、施策の計画的な実施を目指しています。

【取り組みの方向】

全市をあげて子ども読書活動を活発にするためには、関係施設や機関、団体が協力し連携するためのネットワークを作ったり、情報交換・意見交換の場を設定する必要があります。また、読書活動を支援・推進する人や団体は、幅広い知識や技術が要求されるため、読み聞かせ講習会や講演会を開催し、資質の向上を図るとともに人材の育成に努める必要があります。

このため、「子ども読書活動推進懇話会」や「子ども読書活動推進会議」を定期的で開催し、子ども読書に関する施策の進捗状況を把握し検証するとともに、市民の意見を反映して適宜必要な見直しを行い、「一宮市子ども読書活動推進計画」の実現を目指します。また、「子ども読書のまち」の宣言を行うなど、より積極的な読書活動の推進を図っていきます。

【具体的な取り組み】

子ども読書活動推進懇話会・子ども読書活動推進会議の定期的開催
関係施設・機関等との連携
人材の育成と連携

第5章 子どもの読書活動の推進における第2次目標値の設定

この計画を着実に推進するために、分かりやすい明確な目標を掲げ、現況と第2次の目標値を明らかにするとともに、定期的に計画の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。

参考

子ども読書活動推進計画（第2次）における目標値

区 分	目 標 指 標	18年度 (第1次計画策定時)	23年度 (実績値)	28年度 (目標値)
家庭の役割	ブックスタート事業 における絵本配布率	91.2%	99.7%	100%
地域の役割	児童図書資料（除籍本含む） の児童館・児童クラブ・保 育園への配布	児童館 6館 保育園 11園	児童館 25館 児童クラブ 27か所 保育園 53園	児童館 25館 児童クラブ 30か所 保育園 66園
学校の役割	児童生徒1人当たり の1か月間の読書冊数 (6月調査)	小学校低学年 21.1冊 小学校高学年 9.8冊 中学校 2.4冊	小学校低学年 24.5冊 小学校高学年 12.9冊 中学校 4.1冊	小学校低学年 27.1冊 小学校高学年 14.8冊 中学校 5.2冊
	児童生徒1か月間の 不読率	小学校 1.0% 中学校 7.5%	小学校 0.0% 中学校 1.7%	小学校 0.0% 中学校 0.0%
	学校図書館図書整備率 (蔵書合計/標準冊数合計)	小学校 97.6% 中学校 96.7%	小学校 122.3% 中学校 117.5%	小学校 120% 中学校 120%

図書館の 役割	移動図書館の小学校 ステーションの拡大	小学校 10校	小学校 11校	小学校 14校
	児童1人当たり 児童図書蔵書冊数	4.0冊/人	5.0冊/人	5.5冊/人
	児童1人当たり 年間児童図書貸出冊数	14.1冊/人	20.1冊/人	22.1冊/人
子育て支援 センター・ 児童館等の 役割	(子育て支援センター) 低年齢児向けの 絵本の増冊	927冊	1,672冊	1,800冊
	(放課後児童保育) 夏休みなど一日 保育時の読み聞かせ 活動の充実	児童館 14館 児童クラブ 13か所	児童館 24館 児童クラブ 28か所	児童館 25館 児童クラブ 30か所
保育園・ 幼稚園の 役割	園児1人当たり蔵書冊数	4冊/人	6冊/人	7冊/人
	(公立保育園)保護者へ の絵本の貸出率	53%	87%	100%

資料編

・一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱	34
・一宮市子ども読書活動推進計画（第2次）策定経過 ...	36
・一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱	37
・一宮市子ども読書活動推進懇話会委員名簿	38

一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市子どもの読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。この場合において、同表に掲げる職にある者が複数あるときは、所属長が指定するそのうちいずれか1人とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(計画策定部会)

第5条 推進会議に計画策定部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、読書活動推進計画の策定について調査研究を行い、その結果を推進会議に報告する。

3 部会は、計画策定部会長及び計画策定部員をもって組織する。

4 計画策定部会長及び計画策定部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。この場合においては、第3条第2項後段の規定を準用する。

5 計画策定部会長は、部会の会議を招集し、これを主宰する。

6 計画策定部会長に事故あるときは、計画策定部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、教育文化部図書館事務局において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

会 長	教育委員会	教育長
副会長	福祉こども部	福祉こども部長
副会長	市民健康部	市民健康部長
副会長	教育委員会	教育文化部長
委 員	福祉こども部	福祉こども部次長
		福祉課長
		子育て支援課長
		保育課長
		青少年育成課長
	市民健康部	市民健康部次長
		健康づくり課長
	教育委員会	教育文化部次長
		図書館長
		総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
図書館事務局長		

別表第 2 (第 5 条関係)

部会長	教育委員会	図書館事務局長
部 員	福祉こども部	福祉課副主監
		子育て支援課副主監
		保育課副主監
		青少年育成課副主監
	市民健康部	健康づくり課副主監
	教育委員会	総務課副主監
		学校教育課副主監
		生涯学習課副主監
		図書館事務局副主監

一宮市子ども読書活動推進計画（第 2 次） 策定経過

日 程		内 容
平成 23 年	7 月 1 日	第 1 回子ども読書活動推進計画策定部会
	12 月	子ども読書活動推進計画策定部会員の校正
平成 24 年	1 月 19 日	第 3 回子ども読書活動推進懇話会 素案協議
	3 月 15 日	第 4 回子ども読書活動推進懇話会 素案確認
	7 月 19 日	第 1 回子ども読書活動推進懇話会・推進会議 合同会議 推進計画確認
	9 月	市民意見提出(パブリックコメント)
	1 1 月	第 2 回子ども読書活動推進懇話会 第二次推進計画最終確認
	1 2 月	第 2 次推進計画発表

一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの自主的な読書活動ができる環境を整備するため策定した「一宮市子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画的な推進を図り、広く市民の意見を反映させるため、有識者等で構成する一宮市子ども読書活動推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の推進に関して提言を行うこと。
- (2) その他子どもの読書活動全般に係る事項。

(構 成)

第3条 懇話会は、教育長が委嘱する委員10名以内で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組 織)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶 務)

第6条 懇話会の庶務は、教育文化部図書館事務局において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

子ども読書活動推進懇話会委員名簿

区 分	団体名・肩書	氏 名
学校教育	一宮市立小中学校校長会 学 校図書館教育部部会長	大島 純子
社会教育	元一宮市小中学校 PTA 連絡 協議会母親代表会会計	三輪 多佳子
	一宮市立図書館協議会会長	加藤 道隆
	元木曾川町立玉堂記念図書館 協議会会長	宇佐見 仁嗣
	元一宮市立豊島図書館館長	小川 浄久
福祉団体	主任児童委員代表、社会教育 委員代表	若林 真由美
ボランティア団体	元尾西ストーリー・テリング の会、 おはなしの森代表	加藤 啓子
	一宮市子どもと本をつなぐボ ランティアグループ連絡会副 代表、 元おはなし広場たん ぽぽ代表	中條 紀子
	一宮市子どもと本をつなぐボ ランティアグループ連絡会代 表、 一宮布絵本の会代表	藤村 慶子
公募委員	平成 18 年度一宮市子ども読 書活動推進懇話会公募委員	大野 瑞穂